

本庄市告示第308号

都市計画公聴会の開催について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、本庄市都市計画公聴会規則（令和3年本庄市規則第16号）第2条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7年 8月 4日

本庄市長 吉 田 信



1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 本庄都市計画地区計画
- (2) 名称 栗崎地区地区計画
朝日町地区地区計画

2 公聴会の期日、時間及び場所

期日 令和7年9月3日（水）
時間 午後2時から午後3時まで
場所 本庄ガスECOはにぽんプラザ活動室D

3 都市計画の構想の閲覧場所

本庄市本庄3丁目5番3号
本庄市都市整備部都市計画課（市役所2階）
本庄市児玉町八幡山368番地
本庄市経済環境部支所環境産業課（児玉総合支所2階）
本庄市ホームページ

4 都市計画の構想の閲覧期間

令和7年8月4日（月）から令和7年8月18日（月）まで。ただし、本庄市都市整備部都市計画課又は本庄市経済環境部支所環境産業課で閲覧する場合は、本庄市の休日を定める条例（平成18年本庄市条例第2号）に規定する休日を除く。

5 意見書の提出期間

令和 7 年 8 月 4 日（月）から令和 7 年 8 月 2 5 日（月）まで（必着）。ただし、本庄市都市整備部都市計画課へ直接持参する場合は、本庄市の休日を定める条例に規定する休日を除く。

6 意見書の提出先

本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

本庄市都市整備部都市計画課（市役所 2 階）